学校いじめ防止基本方針

刈谷市立東刈谷小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係(% 1)にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響(% 2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(法第2条)とします。

- ※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。
- ※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

【「愛知県いじめ防止基本方針」より】

(2) 本校の基本姿勢

学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。そして、本校の教職員は、「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に無関係で済む児童はいない」という基本認識に立ち、「子どもの命を守る」ことを最優先に考え、学校全体で組織的に未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、子どもの保護者と適宜情報を共有し、適切な指導ができるようにします。

2 学校いじめ対策組織について

(1)「学校いじめ対策組織」の名称・構成員

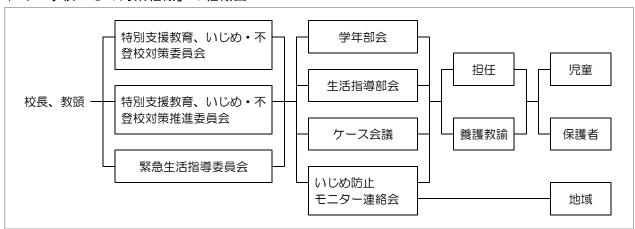
- ① 特別支援教育・いじめ・不登校対策委員会
 - ・児童の生活状況の情報交換をして、いじめ未然防止、解決策等を立案する。月に1回、全職 員参加で実施します。
- ② 特別支援教育・いじめ・不登校対策推進委員会
 - ・日々の児童の様子や指導状況等の情報を共有をするために、随時、開催します。構成員は、 校長、教頭、教務主任、校務主任、生活指導主任、学年主任です。
- ③ ケース会議
 - ・気になる児童への対応や問題行動解決ために、随時、ケース会議を開き、対策を検討します。 構成員は、該当児童の学年担任、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、養護教諭、 生活指導主任等です。
- ④ 生活指導部会
 - ・各学年の現状や現在の指導状況についての情報交換、共通理解を図ります。月に1回、生活 指導主任と学年の生活指導担当者が参加して開催します。また、必要に応じて臨時に会を開 催することもあります。
- ⑤ 学年部会
 - ・各学年ごとに、日々の児童の様子や指導状況等の情報交換をするために、必要に応じて学年 担当者が参加して開催します。
- ⑥ 緊急生活指導委員会
 - ・緊急ないじめの問題が発生したときは、その場で適切な処置・指導をするとともに、校長に報告をします。状況によって、校長の指示で、緊急生活指導委員会を開催して迅速な対応を します。構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、養護教諭、生活指導主任、

学年主任、PTA会長、PTA副会長です。緊急を要する場合は、上記以外に刈谷警察署生活安全課やスクールカウンセラー、児童相談センター、子ども相談センター、子育て推進課、法務局等の関係諸機関や、人権擁護委員、民生児童委員、東刈谷地区長、東刈谷地区公民館長等の地域の方をメンバーに依頼して、問題解決に当たります。

⑦ いじめ防止モニター連絡会

・いじめの早期発見・早期対応を可能にし、児童の健全育成を図り、地域への啓発活動を通していじめ防止に努めるために、年に6回、校長、教頭、教務主任、校務主任、PTA実行委員、地区委員が参加して開催します。また、スクールガードリーダーにもいじめ防止モニターに登録していただき、児童の地域における遊び場、遊びの内容、危険生活箇所等の情報提供をお願いしています。また、読み聞かせボランティア、図書ボランティア、地域学校協働活動推進委員の方々からも情報提供をお願いしています。

(2)「学校いじめ対策組織」の組織図



(3)「学校いじめ対策組織」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による取組評価や学校評価アンケート、生活アンケートの結果を踏まえて、学校にお けるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討します。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度始めの職員会議で、「子どもの命を守る」ことの重要性、「学校いじめ防止基本方針」 を周知し、教職員の共通理解を図ります。学校生活についてのアンケートや教育相談の結果 の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価アンケートの 結果等を発信します。
- ④ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)
 - ・「子どもの命を守る」ことを最優先に考え、取り組みます。 いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実 の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織します。そして、いじめ事案への 対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応していきます。必要 があれば、外部の専門家・関係機関との連携を依頼して対応します。また、問題が解決した

と判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的に指導・支援を行います。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

本校の校訓「人のためにつくそう」「学習に真剣に取り組もう」「心身を鍛えよう」を達成していく中で、教職員と児童の人間関係を育むことに基盤を置き、学校教育活動全体を通して、授業づくりや学級経営の充実に努めています。特に、児童同士の関わり合いを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりに取り組んでいます。

- ① 児童の心を揺さぶる道徳の時間
 - ・児童の心を揺さぶるために、学年の実態に応じて、命の大切さや生き方を考える資料、多様 な考え方を引き出す資料を選択し、授業を考えていきます。

- ・道徳の時間では、道徳的価値の本質に迫らせるために、児童の実態に応じて資料を紙芝居風 にして読み聞かせをしたり、分割して提示したりしています。また、低学年では、役割演技 を導入して、主人公の気持ちに迫らせるように工夫をしています。
- ・話し合い活動の活性化を図るために、児童への発問を工夫したり、付け足し発言を奨励したり、座席をコの字型にしたりして、授業展開に工夫をしています。
- ② 関わり合いを重視する各教科・領域の時間
 - ・各教科・領域の特質に応じて、ペア学習やグループ学習等で関わり合いを取り入れ、一人一人の児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育むような授業づくりに取り組みます。
 - ・児童の興味・関心に基づいた導入の仕方を工夫したり、児童の実態に応じた単元指導計画を 立てたり、話し合い活動を充実したりして、分かりやすい授業に取り組みます。
 - ・「ひがりんタイム」や学級活動の中で、友達との関わり方を身に付ける学習に取り組みます。 ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを高めることにより、自分と他人では思いや 考えが違うことや思いや考えが違ってもよいこと等、自分の感情をコントロールする力を育 てるように努めます。
 - ・各教科・領域の指導の中で、道徳性に関連性のある内容に配慮しながら、指導に取り組んでいます。
- ③ 一人一人を大切にし、互いに認め合う学級・学校づくり
 - ・各学年において、友達のよいところを帰りの会に発表する場を設けたり、教師がよいところ を見つけて紹介したりしています。
 - ・児童会活動では、たてわり活動で異学年交流を行ったり、ペットボトルキャップ・牛乳パック・アルミ缶回収を継続したりして、児童が協力し合う主体的な取組を指導しています。
 - ・児童会挨拶運動、無言清掃等の取組に重点を置き、当たり前のことを当たり前に行うことの 奨励と継続を進めています。
 - ・東日本大震災や能登半島地震の教訓を生かし、命の大切さや災害の恐ろしさを考え、行動で きるように指導しています。
 - ・毎週金曜日の「東刈谷タイム」でソーシャルスキルトレーニング「ひがりんタイム」を実施 します。その中で、友達とのよりよい関わり方を学び、友達のよさを知ります。児童の自己 肯定感や自己有用感を高める取組です。
- ④ 時期に合わせたタイムリーな取組
 - ・全校児童が体育館に集まる全校集会において、校長講話で必要に応じていじめや命の大切さ について伝えていきます。
 - ・夏季休業等の長期休業に対して、生活指導主任や学級担任から事前事後の指導を行い、長期 休業中のいじめ防止に取り組んでいきます。
 - ・12月の人権週間に合わせ、全校児童による人権集会や人権作品コンクールへの応募を通して、思いやりの心やかけがえのない命について考える場を設定します。
- ⑤ 関係機関と連携した取組
 - ・全校や学年での人権集会を行い、専門家の方から、思いやりの心やかけがえのない命の大切 さを学びます。
- ⑥ 教職員の取組
 - ・臨床心理士や専門家の方をお招きして、事例研究会やカウンセリング研修会を開催し、いじめや不登校の未然防止に努めています。
- ⑦「小さなサイン」を見つけるために、子ども同士の関係で違和感や気になることはないか気を付けてよく見ます。違和感や気になることがある場合は、すぐに担任及び学年、総務に伝え、 複数の目でいじめがないか見守ります。
- ⑧生活アンケートに書かれた一つ一つの事柄に丁寧に対応します。また、生活アンケートや個別 面談を丁寧に行い、休み時間や放課後の雑談、普段の子どもたちの様子や会話、相談内容から も子どもたちの心の動きを捉えるようにします。

(2) いじめの早期発見の取組

① 教職員は、「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、また、どの児童も被害者にも 加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に 立ち、毎日、児童の様子を丁寧に観察し、継続的に記録します。そして、教職員と児童との温 かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環

境を整えていきます。

- ② 継続的な観察の中で気になる児童については、学年部会及び特別支援教育・いじめ・不登校対策委員会、学年主任会などの場で、気付いたことを共有し、できるだけたくさんの目で該当する児童を見守ります。気になる場合は、早期に家庭にも連絡をします。
- ③ 特に気になる児童については、担任及び該当学年の担当者が中心となり、該当する児童や回りの児童たちから話を聞き、情報を集めます。該当する児童には、安心感をもたせるとともに、問題の有無を調査して、問題があれば更に相談活動を行います。家庭にも継続的に連絡をします。
- ④ 学校生活についてのアンケートを年3回定期的に実施し、それを基に教育相談週間を行い、いじめの有無や悩み、友達関係を把握するとともに、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。また、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- ⑤ 学校や家庭では話しにくい場合は、いじめ電話相談、子どもSOSほっとライン24等、外部の相談機関を紹介します。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときは、特別支援教育・いじめ・不登校対策委員会を中心に教職員の共通理解を図り、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。
- ② 担任及び該当学年の担当者がいじめに関わる情報収集を迅速・的確に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を第一に考え、守り通すという姿勢で対応します。そして、加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を継続的に行います。また、傍観者の児童たちも、放置すれば加害児童と同罪であることを指導します。
- ③ 家庭との連携を更に密にし、学校の取組を伝えたり、家庭での様子や友達関係等についての情報を集めたりしながら、保護者に協力をいただきます。また、学校内だけでなく、刈谷警察署生活安全課やスクールカウンセラー、児童相談センター、子ども相談センター、子育て推進課、法務局等の関係機関や、人権擁護委員、民生児童委員、東刈谷地区長、東刈谷地区公民館長、学校運営委員等の地域の方と連携して取り組んでいきます。
- ④ 被害児童の心を癒すために、担任及び該当学年の担当者が養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導をします。また、いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない・生み出さない集団づくりを行うための学年・学級経営を継続します。
- ⑤ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

4 重大事態への対応について

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに刈谷市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行います。また、事案に応じて適切な専門家を加えるなどをして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直しについて

- (1) 学校いじめ防止基本方針を始めとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめ防止に関する項目を盛り込んだ、教職員による取組の評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会等において、いじめに関する取組の改善を図ります。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修(いじめカウンセリング研修会)を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

「子どもの命を守る」ことを最優先に考え、行動する

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と 直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当 該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及び保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生 や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果 に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

【重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校 | を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<資料2:取組の年間計画>

	<資料2:取組の年間計画> N					
	いじ	め・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	P	○「学校いじめ基本				
月	\downarrow	方針」の内容の共	開き	口の児童、保	·	
	D	通理解		護者への紹介	○家庭訪問	
	1			○身体測定		
5			○スクールガード		○家庭訪問	
月			リーダー・交通		○学校運営協議会	
			指導員顔合わせ			
6			○ 6 年和太鼓発表		○授業参観	
月				○教育相談週間		
	•					
7	C	○教職員による「取	○ 東刈谷オリンピック		○個別懇談会	
月		組評価」の実施				
8		○中間評価→検証				
月		○現職研修(いじめ				
	^	カウンセリンク゛研修会)			○九人坐勿	
9	A			○身体測定	○社会学級	
月	↓ P			○学校生活アンケート		
10	D		○ 運動会	○ 教育相談週間		
月月	U		○ 連 勁 云	○教育和款週间		
7						
11			○福祉実践教室		○学校運営協議会	
			○校内音楽会		〇 子 仅 座 呂 励 硪 云	
	$ $ \downarrow		O Kriji K K			
12	C	 ○教職員による「取			○個別懇談会	
月月		組評価」の実施			○保護者・児童・	
'	$ \downarrow $	→検証			職員への学校評	
	Α	18, 111.			価アンケート	
1				○身体測定	○授業参観	
· 月	ı			○学校生活アンケート	○学校評価アンケート	
[]				_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の集計	
2		○教職員による学校	○感謝の会	○教育相談週間	○ 学校評価アンケート	
月	↓	評価アンケート→検証			の分析	
3		○学校評価の結果を			○学校運営協議会	
月	Р	まとめ、「基本方				
	^	針」の見直し				
通		○校内のいじめに関	○集会における校	○毎日の健康観	○挨拶運動	
年		する情報収集	長講話	察の実施		
		○対応策の検討	○道徳教育、体験			
			活動の充実			
			○分かる・楽しい			
			授業の充実			
			スネッルス			

[※] いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。